

(仮 称) 松 前 2 期 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 準 備 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 3 月

東急不動産株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催を予定していた日時、開催場所.....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と 事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年1月10日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1 参照]

令和6年1月10日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・北海道新聞函館版（朝刊）

② インターネットによるお知らせ

[別紙2(1)～(3) 参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・東急不動産株式会社ホームページ
・松前町ホームページ
・北海道ホームページ

(3) 縦覧場所

公共施設2か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 公共施設

・松前商工会（北海道松前郡松前町福山116）
・北海道渡島総合振興局（北海道函館市美原4丁目6番16号）

② インターネットの利用

[別紙2(1) 参照]

東急不動産株式会社ホームページに準備書の内容を掲載した。

<https://tokyu-reene.com/news/matsumae4.html>

(4) 縦覧期間

令和6年1月10日（水）から令和6年2月13日（火）までの土・日曜日、祝日を除く8時45分から17時30分までとし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は0名であった。

（内訳）・松前商工会 : 0名
・渡島総合振興局 : 0名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催を実施した日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催を実施していた日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①開催日時：令和 6 年 2 月 1 日（木）18 時 00 分～18 時 55 分

開催場所：松前町町民総合センター（北海道松前郡松前町神明 30）

来場者数：3 名

②開催日時：令和 6 年 2 月 2 日（金）18 時 00 分～18 時 55 分

開催場所：松前パートナーシップランド（北海道松前郡松前町江良 425 番地 1 号）

来場者数：5 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 3 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 1 月 10 日（水）から令和 6 年 2 月 27 日（火）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 東急不動産株式会社松前事務所への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 3 通、意見総数は 11 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境影響評価準備書について、事業者に対して環境の保全の見地から提出された意見は11件であった。それに対する事業者の見解は表1のとおりである。

表1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	既設風力発電機（リエネ松前風力発電所）でのコウモリ類死骸確認調査について。 「表8.2-1(1)の専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 有識者Aの意見」には、「既設風力発電機（リエネ松前風力発電所）の事後調査で実施している内容と同様に、既設風車において死骸確認の調査をすることが望ましい。」と「同様に」と記されているが、実際に本事業で行われた追加の2年間の死骸確認調査は、調査回数、頻度ともにそれまでの調査より少なく、時期も異なっており、「同様」と言えない。 まず、令和2年7月30日にヤマコウモリの死体が拾われているのだから、当事業における調査も7月下旬から始めるべきだった。また、既存の調査では9月5～7日に最も多く拾われているのに、当事業における調査は1年目は9月8日を調査の初日として9～11月に、2年目にいたってはそれまで死体が全く取得されていない3～5月のみ調査が行われている。なぜこのような調査スケジュールにしたのか、その理由を説明せよ。 専門家が「同様に」と言ったのは、各年同様のスケジュールで行わないと、年ごとの死体取得の量を比較できないからである。このままでは、この2年の調査結果が「リエネ松前風力発電所で2年間の追加調査を行なったが、死体は取得されなかったので（リエネ松前風力発電所での）バットストライクへの配慮は必要ない」という評価の口実にされてしまう。そのような事実と反する評価の根拠にされないために、以下の文言を準備書に追加すること。「本事業におけるリエネ松前風力発電所での2年目の死体取得調査は、1年目は調査を開始した時期が遅く、2年目はそれまで死体取得されることがない3～5月にのみ行なったため、前年までの取得結果と比較して、リエネ松前風力発電所でのバットストライクは「減少した」あるいは「なくなった」とは言えないので、注意が必要である」	リエネ松前風力発電所の事業者は「松前ウィンドファーム合同会社」であり、弊社による事業ではないため、当合同会社が作成した事後調査報告書を参照の上、準備書を作成しております。 本事業における現地調査の時期については、当事業後調査の情報を入手しながら、コヤマコウモリの死骸が多く確認された9月を主体に実施することとし、また3～5月にかけては一般鳥類渡り鳥の調査を実施したため、同時にコウモリ類の死骸調査も実施いたしました。 なお、本事業においては環境保全措置として、カットイン風速以下ではブレードをほとんど回転させないフェザーモード（ブレードが風を受け流す向きとなること）を実施し、コウモリ類への影響低減に努めます。 また、稼働後には1年間のバットストライクに関する調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる方針です。

表 1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2	貴社が作成された準備書に対して下記のように意見を提出いたします。 (1) 対象事業実施区域（計画地）で、特に、エリアⅠ、Ⅱ（P.920、921）に準絶滅危惧種の「オオジシギ」が確認されています。この種は特に、北海道で繁殖地とする場所が年々減少しています。普通の草むらから牧草地化して、（年 2～3 回）草刈してるので、以前繁殖した場所が減少していると言われていいます。オオジシギの繁殖する数少ない場所と考えられます。繁殖するディスプレイライトは、風車の高さと同等と見られます。夕方、早朝などに、このようにフライトを行うので、（羽音を出して、メスやなわばり）を行うので、風車の高さで騒音などにバードストライクに影響すると考えられます。営巣地等からの離隔距離は、巣を中心に半径 1km での配置は原則避けることと明記されています。環境省による「バードストライク防止手引き改定」に沿った対応を検討して下さい。	「オオジシギ <i>Gallinago hardwickii</i> の繁殖期における日周活動と社会構造」（山階鳥研報 22：85-113, 1990, 中村浩志・重盛究）によれば、本種の行動圏は 8.08ha や 6.44ha という結果が得られており、概ね 250～280m 四方の範囲になります。対象事業実施区域内において、エリアⅠで 10 例 10 個体、エリアⅡで 6 例 6 個体、エリアⅢで 2 例 2 個体を確認していますが、エリアⅡ及びエリアⅢで確認された個体は風力発電機から 280m 以上の離隔があります。しかしながら、エリアⅠで確認された個体は風力発電機から 250m 以下の位置で確認されていることから、年間予測衝突数を推定した結果、由井モデルにおいて 7 号機で 0.0021 回/年、8 号機で 0.0001 回/年以下となり、他の種と比較しても相対的に低い数値となりました。このことに加え、環境保全措置として、オオジシギが確認された風力発電機ヤード周囲の草地については、営巣期前に定期的に刈るようにし、離れた場所については営巣に適した藪等を残す等の植生管理を行うことから、影響は低減できるものと予測しているものの、予測には不確実性を伴っていることから、死骸確認調査を実施いたします。 なお、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（環境省、令和 4 年）の対象は海ワシ類になります。
3	(2) 計画地エリアⅠⅡⅢ（P.941～946）に希少猛禽類の飛翔経路が確認されています。オジロワシ、オオワシ、国天然記念物、絶滅危惧種として指定されます。この計画地は、海岸から近い急斜地の海岸崖で、バードストライクのリスクが高い場所である上での設置場所と考えられます。最近の研究者が言う事は、「モーションスミア現象」などに影響しているのではと考えられます。ブレードの回転速度により、ブレードを認識できなくなる現象で、特に猛禽類は、眼の上での庇の役割を果たす眼窩により、上方視界が悪く風車周辺での餌を探すのに下を向いてると正面が見えない状態になります。その為バードストライクのリスクが高いのではと考えられます。環境省による「バードストライク防止手引き改定」に沿った対応を検討して下さい。	準備書 p943、944 にブレード回転域を含む高度 M の飛翔線を示していますが、風力発電機設置予定位置からは概ね外れているルートとなっております。また、既設風力発電機について、ブレード回転範囲における通過状況を確認した結果は準備書 p1126 のとおり、ブレード回転範囲を通過したものは 6 例のみでした。このうち 4 例は高度 H であったことから、ほとんどの飛翔がブレード回転範囲外を通過しており、風力発電機を認識している可能性が高いと推察しております。また、既設風力発電機における死骸確認調査においても死骸は確認されていないことから、ブレード・タワー等へ接近・接触する可能性は低いものと予測しておりますが、引き続き評価書に向けて、専門家のご意見も踏まえ環境保全措置を検討いたします。
4	(3) 閲覧方法の問題点 アセス図書の閲覧は環境影響評価により定められているとは言え、縦覧期間が 1～2 ヶ月と短く、縦覧場所も限られており、インターネット上では閲覧可能であるが、印刷ができないことが不便である。数百ページもあるアセス図書を縦覧場所やパソコン上のみで、意見書を作成することは現実的ではありません。アセス図書の内容が実際の計画地の状態とくいちがいがないかを地域住民等との合意形成を図るうえで不可欠であると思えます。	縦覧期間につきましては、環境影響評価法に基づき設定いたしました。準備書本編はページ数が多いことから、内容を要約した要約書も作成し、縦覧いたしました。なお、意見書作成以外の目的以外の利用を防止するため印刷は不可としております。 引き続き、地域住民の方々への丁寧な説明を行い、合意形成に努めます。

表 1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	コウモリ類について、環境保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先（日本気象協会）の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約したり順番を並び替えたりしないでください。	意見書の内容は要約せず、全文公開いたします。また、本意見の内容につきまして、順番を並び替えることはいたしません。
6	(1)これ以上コウモリを殺すな コウモリ類は夜間に大量の害虫を捕食するため、農業において重要な役割を果たしている益獣です。コウモリ類は通常1年に1～2仔しか産まないため、死亡率のわずかな増加により絶滅の危険性が高まります。国内ではすでに300個体以上のコウモリが風力発電事業によって死んでいます。コウモリ類の保護には真剣な取り組みが必要であると私たちは信じております。 子供たちのために、これ以上風力発電機でコウモリを殺さないでください。	現地調査を実施して得られた結果に加え、リエネ松前風力発電所（旧称：（仮称）松前北部風力発電事業）の「事後調査報告書」の事後調査結果及び専門家からのご意見も踏まえ、環境保全措置として、本事業の現地調査においてコウモリ類が多く確認された夏季（7月）から秋季（9月）の夜間において、カットイン風速以下では、ブレードをほとんど回転させないフェザーモード（ブレードが風を受け流す向きとなること）を実施することといたしました。環境保全措置を実施することから影響は低減できるものと考えておりますが、稼働後に1年間バットストライク調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる方針です。
7	(2)事業者のHPに貴重なコウモリを殺した件が一切書かれていない P846 バットストライクの状況に「1年目はコヤマコウモリ3例、ヤマコウモリ1例、ヒナコウモリ2例の合計6例を確認した。令和元年8月に1例・・・（中略）、2年目はコヤマコウモリ1例、ヤマコウモリ1例、ヒナコウモリ1例の合計3例を確認した。（中略）・・・3年目はコヤマコウモリ3例を確認した。」とあります。 コヤマコウモリは環境省レッドリストの絶滅危惧1B類（EN）。イヌワシ、クマタカと同じランクです。 ヤマコウモリは絶滅危惧Ⅱ類（VU）。オオワシ、オジロワシと同じランクです。 ヒナコウモリは北海道レッドリスト準絶滅危惧（NT）です。 そして日本の法律では許可なくコウモリを殺すことが禁止されています。 事業者は絶滅危惧1B類（EN）のコヤマコウモリ7個体、絶滅危惧Ⅱ類（VU）のヤマコウモリ2個体、北海道レッドリスト準絶滅危惧（NT）のヒナコウモリ3個体、合計12個体のコウモリを殺したが、事業者のHP※にはそのことについて、なにも触れていない。 事業者は野生生物を殺しておきながら町内の小中学生には環境教育活動を行っているようです。このような企業の活動を『グリーンウォッシュ』と呼ぶそうです。貴重な野生生物の命を大量に奪ったならば、準備書を縦覧するより前に、まずは松前町内の小中学生に謝罪すべきではないのですか？ ※事業者HP https://www.tokyu-land.co.jp/news/2023/001022.html 「取り組みの背景および概要 当社は、2019年より北海道松前町において陸上風力事業を展開し、また北海道松前町と2019年12月に「再生可能エネルギー	リエネ松前風力発電所の事業者は「松前ウィンドファーム合同会社」であり、弊社の事業ではありません。準備書に記載しているバットストライクの状況については、「事後調査報告書」を参照したものです。 なお、No.6の回答のとおり、本事業においては、現地調査を実施して得られた結果に加え、「事後調査報告書」におけるリエネ松前風力発電所の事後調査結果及び専門家からのご意見も踏まえ、環境保全措置を実施することで、影響の低減を図りました。

	一事業の推進と地域活性化」に関する協定を締結して以来、北海道松前町と連携しながら地域振興とまちづくりの発展に取り組んでおります。 また、2022年7月には松前町教育委員会と町内の小中学生への再生可能エネルギーの理解促進を目的とした協定を締結し、出前授業や風車見学会を実施するなど、環境教育活動を積極的に行っております。」	
8	(3) 事後調査の公表が遅すぎるのは不適切 P846 バットストライクの状況に「1年目はコヤマコウモリ3例、ヤマコウモリ1例、ヒナコウモリ2例の合計6例を確認した。令和元年8月に1例・・・(中略)、2年目はコヤマコウモリ1例、ヤマコウモリ1例、ヒナコウモリ1例の合計3例を確認した。(中略)・・・3年目はコヤマコウモリ3例を確認した。」とあります。 また、P902にはコヤマコウモリについて「(仮称)松前北部風力発電事業((現)リエネ松前風力発電所)環境影響報告書」(松前ウィンドファーム合同会社、令和5年11月)によれば1年目は11号機で3例、2年目は4号機で1例、3年目は1号機で1例、3号機で1例、11号機で1例確認した。とあります。 P844をみると事後調査の調査期間について 令和元年は5月(月2回)、6月(月2回)、7月(月3回)、8月(月2回)、9月(月4回)、10月(月4回)、11月(月4回)、12月(月2回) 令和2年は1月、2月、3月、4月、7月(いずれも月2回)8月(月4回)、9月(月4回)、10月(月4回) 令和3年は8月(月2回)、9月(月4回)、10月(月4回) 令和4年は、9月(月3回)、10月(月3回)、11月(月3回) 令和5年は、3月(月3回)、4月(月3回)、5月(月3回)とあります。 事業者は令和元年8月の死亡事故から、5年もたつて、ようやく一般公表した、ということです。5年もの間、国民(松前町の小中学生を含む)に事実を隠して、再エネ賦課金を受け取り続けていたとは呆れた話であり、企業の姿勢として極めて不適切です。 イヌワシやクマタカと同じランクの絶滅危惧1B類(EN)のコウモリを殺すという重大な事故を起こしたのだから、事故後速やかに、再エネ賦課金を払っている国民(松前町の小中学生のご両親)にも報告し謝罪すべきでしょう。道の担当者に報告すれば済むという話ではありません。国民には知る権利があります。 本事業者は不都合な事実を国民に5年も隠べいしており企業倫理に問題があります。倫理の欠如した企業に国民の血税である再エネ賦課金を支払うのは、全く納得できません。本事業者の事業は、これまで認可された事業も含め、すべて不許可または廃止すべきと意見します。	リエネ松前風力発電所の事業者は「松前ウィンドファーム合同会社」であり、弊社による事業ではないため、当合同会社が作成した事後調査報告書を参照の上、準備書に記載いたしました。 なお、本事業で実施する事後調査については、調査結果の状況を踏まえ、専門家や地方自治体等と協議しながら公表時期について検討いたします。
9	(4) コウモリ類の保全措置が不適切 P1074 コヤマコウモリの影響予測「環境保全措置として夏季7月から秋季9月の夜間においてカットイン風速以下ではブレードをフェザーモード(ブレードが風を受け流す向きになること)を実施するこ	リエネ松前風力発電所の「事後調査報告書」を確認したところ、1年目は5例(コヤマコウモリ3例、ヤマコウモリ1例、ヒナコウモリ1例)、2年目は2例(コヤマコウモリ1例、ヒナコウモリ1例)、3年目は2例(コヤマコウモリ2例)であり、環境

	とから影響を低減できる」とあります。 しかし「(仮称)松前北部風力発電事業(現)リエネ松前風力発電所)環境影響報告書」(松前ウィンドファーム合同会社、令和5年11月)によれば、2年目にカットイン風速以下のフェザリングを行ったが、結局コヤマコウモリが多数死んでいます。 さらにコウモリの専門家は2年目の事故を踏まえて「稼働停止すべきだ」とまで忠告しています。 カットイン風速以下のフェザリングをしたが、絶滅危惧1B類(EN)のコヤマコウモリを2年目も3年目も続けて殺し続けたのだから、『カットイン風速以下のフェザリング』だけでは影響を低減できないのは明白です。 再発防止のため7月から9月の夜間、風車はすべて稼働停止すべきでしょう。 また事故が起こってからでは手遅れになります(予防原則)。グズグズしてこれ以上コウモリを殺すな。	保全措置を講じた2年目以降は死骸の数は増えてはいません。 なお、本事業で実施する事後調査については、バットストライク調査を稼働後1年間実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じる方針です。
10	(5)事後調査を継続公開してください 事後調査報告書は法に規定される縦覧期間終了後も、環境省ホームページ(環境影響評価情報支援ネットワーク)に継続公開してください。他の風力発電事業者にとって、貴社のバットストライクの事例は参考になるでしょう。貴社は野生動物の命を無残にも奪ってしまったのだから、少しでも環境保全に貢献して償っていただきたい。	リエネ松前風力発電所の事業者は「松前ウィンドファーム合同会社」であり、弊社の事業ではありません。 なお、本事業で実施する事後調査については、専門家や地方自治体等と協議しながら公表期間や公表方法を検討いたします。
11	(6)「事後調査」は毎年公表してください。 事後調査の結果は、「5年後」ではなく「毎年」ホームページに公表することを求めます。事後調査報告書を公表した場合は、事業名、図書名、公表先のURLを北海道環境影響評価課のHP(トップページ)、松前町のHP(トップページ)、環境省HP(環境影響評価情報支援ネットワーク)にそれぞれ公告すること。当然、松前町の小中学生に報告すること。	リエネ松前風力発電所の事業者は「松前ウィンドファーム合同会社」であり、弊社の事業ではありません。 なお、本事業の事後調査の結果の公表、公告については、関係機関と協議の上、適切に対応いたします。

日刊新聞に掲載した公告

・北海道新聞函館版（朝刊）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)松前2期風力発電事業
環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表取締役 星野 浩明

二、対象事業の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目二一 番一 号
(仮称)松前2期風力発電事業

三、種類・規模 風力(陸上)、最大五万一千六百キロワット

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
北海道松前郡松前町

五、縦覧の場所・時間
場所 松前商工会(北海道松前郡松前町福山一一六)
北海道渡島総合振興局(北海道函館市美原四丁目六番一六号)
時間 八時四十五分から十七時三〇分まで(※土日祝日を除く)

電子縦覧 <https://tokyurene.com/news/matsurae4.html>
期間 令和六年一月十日(水)から令和六年二月十三日(火)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地
からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の
理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております
意見書箱にご投函くださるか、令和六年二月二十七日(火)までに
問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
松前町民総合センター(北海道松前郡松前町神明三〇)
二月一日(木)十八時から
松前バートナーシップランド(北海道松前郡松前町江良四二五番一 号)
二月二日(金)十八時から

八、問い合わせ先
〒〇四九一五一一 北海道松前郡松前町松城七番地
東急不動産株式会社 松前事務所
電話 〇一三九四六七五五八

東急不動産株式会社ホームページ掲載内容

[トップ](#)
[会社概要](#)
[事業紹介](#)
[ポートフォリオ](#)
[新たな価値](#)
[地域との共生](#)
[お問い合わせ](#)

お知らせ

● 一覧へ戻る

2024年01月10日

「（仮称）松前2期風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の公表及び掲載について

「（仮称）松前2期風力発電事業に係る環境影響評価準備書」は、事業計画を、環境影響評価法に基づき公表します。

準備書の公表

資料-01 表
第1章 事業概要、代表者の氏名及び主たる業務の所在地
第2章 事業概要並びに計画の概要
第3章 事業概要並びに計画の概要
第4章 計画の概要並びに計画の概要
第5章 計画の概要並びに計画の概要
第6章 計画の概要並びに計画の概要
第7章 計画の概要並びに計画の概要
第8章 計画の概要並びに計画の概要
第9章 計画の概要並びに計画の概要
第10章 計画の概要並びに計画の概要
第11章 計画の概要並びに計画の概要
第12章 計画の概要並びに計画の概要
第13章 計画の概要並びに計画の概要
第14章 計画の概要並びに計画の概要
第15章 計画の概要並びに計画の概要
第16章 計画の概要並びに計画の概要
第17章 計画の概要並びに計画の概要
資料-02 表
資料-03 表

準備書及び資料は、令和4年1月10日（金）から令和5年2月13日（火）までご覧いただけます。

ただし、ダウンロードおよび印刷はできません。

準備書の掲載

掲載場所

- 北海道建設部（札幌市中央区南一条西五丁目1番1号）
- 建設部（札幌市中央区南一条西五丁目1番1号）

閲覧期間

令和4年1月10日（金）から令和5年2月13日（火）まで

※各曜日の開庁日及び休館に準ずる。

意見書の提出

準備書について、掲載の場所からのご意見を伺います。意見書に必要事項をご記入の上、下記の住所宛に郵送にてお送りください。

※意見書の提出は、令和4年1月10日（金）から令和5年2月13日（火）まで（土・日・祝日は除く）です。

意見記入用紙は下記からダウンロードください。

意見記入用紙（PDF形式）

意見記入用紙（Word形式）

郵送受付期間

令和4年1月10日（金）から令和5年2月27日（火）まで（土日祝日を除く）

掲載場所の意見書投函所

令和4年1月10日（金）から令和5年2月27日（火）まで（土・日・祝日は除く）です。

お問い合わせ先

〒040-1511
北海道建設部（札幌市中央区南一条西五丁目1番1号）
建設部（札幌市中央区南一条西五丁目1番1号）
建設部（札幌市中央区南一条西五丁目1番1号）
電話 011-46-7558（主・日曜及び祝日を除く、午前9時30分から午後4時まで）
メールアドレス TIC_Assessment@tokai-land.co.jp

住民説明会の開催

準備書について下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

- 松前町民センター（北海道松前郡松前町）
令和4年2月1日（火） 午後6時00分～午後8時00分
- 松前町民センター（北海道松前郡松前町）
令和4年2月2日（水） 午後6時00分～午後8時00分

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、こちらからダウンロードしていただく。[開く]



ReENE

会社概要	事業紹介	ポートフォリオ	新たな価値	地域との共生	お問い合わせ
会社概要 会社概要 会社概要 会社概要	事業紹介 事業紹介 事業紹介 事業紹介	ポートフォリオ ポートフォリオ ポートフォリオ ポートフォリオ	新たな価値 新たな価値 新たな価値 新たな価値	地域との共生 地域との共生 地域との共生 地域との共生	お問い合わせ お問い合わせ お問い合わせ お問い合わせ

松前町ホームページ掲載内容



（仮称）松前 2 期風力発電事業に係る環境影響評価準備書の掲載のお知らせ

下記準備書が「環境影響評価法」に基づき「（仮称）松前 2 期風力発電事業に係る環境影響評価準備書」を作成し、掲載しますのでお知らせします。

事業者の名称等

事業者の名称：東豊不動産株式会社
代表者の氏名：代表取締役 益野 浩樹
主たる事務所の所在地：東京都台東区東上野 1-2-1-1 渋谷ソラスタ

対象事業の名称等

対象事業の名称：（仮称）松前 2 期風力発電事業
対象事業の場所：風力発電所

準備書の掲載場所

- ・松前商工会（松前郡松前町字湊山 11-6）
（土曜日、日曜日、祝祭日を除く随時）
- ・北海道道庁社会福祉環境政策課（函館市南 4-6-16）
（土曜日、日曜日、祝祭日を除く随時）

準備書の掲載期間・時間

- ・期間：令和 6 年 1 月 10 日（水曜日）から 2 月 13 日（火曜日）まで
- ・時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

電子掲載

準備書及び資料等は、令和 6 年 1 月 10 日（水曜日）から 2 月 13 日（火曜日）まで、東豊不動産株式会社のホームページでもご覧いただけます。
掲載URL：<https://dokkai-kenkyu.com/josei/2024/01/10/20240110/>

意見の提出について

準備書について、環境の保全からのご意見をお寄せの方は、意見書（掲載場所に備え付けまたは電子掲載のホームページからダウンロード）に記入の上、掲載場所に備え付けの意見書への投函、もしくは令和 6 年 2 月 27 日（火曜日）までに下記の「お問い合わせ」へ郵送（日本郵便株式会社）にてお寄せください。

住居説明会

- 準備書について下記のとおり住居説明会を開催いたします。
- ・松前町民会センター（北海道松前郡松前町字湊山 2-46 番地）
令和 6 年 2 月 1 日（木曜日）午後 6 時から午後 8 時まで
 - ・松前町パートナーシップランド（北海道松前郡松前町字湊山 425 番地 1）
令和 6 年 2 月 2 日（金曜日）午後 6 時から午後 8 時まで

お問い合わせ

〒049-1511 北海道松前郡松前町松沢 7 番地
東豊不動産株式会社 松前事務所
所長：益野 浩樹
電話：0139-46-7558
（土・日曜日及び祝祭日を除く、午前 10 時から午後 5 時まで）



北海道ホームページ掲載内容

[illegible]

1. 意見書：環境影響評価法施行規則第 12 条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入願います。
 なお、1 枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の（No. ）にページをふり、2 枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。

2. その他

- ・ご記入いただいた個人情報 は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはございません。
- ・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。